

10年9月30日提出。

改定日給額入又。

但、現在支給の手續、而今之

ノ席止又。

大正10年10月10日付實施又。

備考

14月給額者、各日給50分

半日 20分

外、半期毎ニ「賃手金及」給額算手
金各若干ヲ支給又。

以上。

要 求 案

10. 8. 22.

尼ヶ山奇東亞セメント會社。

1. 役員制實施。

2. 解雇手当。

14年未満者ニ、實收145日分。

14年以上24年以下、55日分。

24年以上、6ヶ月毎ニ23日分加算

3. 帰国旅費。

妻帶者、40円、無妻者30円。

4. 自己ノ都合ニ至リ、退社ノ場合、前項

手当ノ半額ヲ支給スルヲ。

5. 昇給、毎年ニ回冠サレヲ。

解 決 案

2. 解雇手当。

年給ニ拘ラズ一人、30

外ニ旅費12円

有家族者 30円

独身者 20円、支給ス。